

令和7年4月農業委員会総会議事録

日 時 令和7年4月30日（水曜日） 議事開始 午前9時23分

場 所 えびの市役所 1－3・4会議室

出席委員

【農業委員】

稲田 優	竹下 助範	山下 正成	森永 良仁
新原 正次	岩屋 美智子	増田 賢造	田中 雄策
前原 幸太郎	田上 みゆき		

【農地利用最適化推進委員】

宮田 吉人	永田 利広	津口 えりこ	坂元 清美
下原 小枝子	山野 真澄	杉元 義男	庄村 里世
中津 ゆみ子	中津 富夫	米倉 千春	山口 長徳
鶴田 幸一	園田 義保	吐師 伸次郎	吉田 尚美
上村 ゆかり			

欠席委員

【農地利用最適化推進委員】 土器 三紀夫

事務局職員

事務局長	木原 俊一郎	事務局長補佐	川上 大輔
農地調整係長	松田 篤志	農地調整係主査	宮原 直子
農地調整係主任主事	中村 清人	農地調整係主事	遠目塚 壘

議 題

- 報告第 1 号 農業委員会職員の任免について
- 報告第 2 号 農地等の合意解約について
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画について
- 議案第 3 号 非農地証明願いについて

事務局長	ただいまから、令和7年4月定例農業委員会総会を開催します。
会長	まず初めに、会長より挨拶と会務報告をお願いします。
	(あいさつ並びに会務報告)
	次に、委員の出席状況を報告します。
	土器委員から今日の会議に欠席する旨の届け出がありましたので、報告します。
	よって、ただいまの出席者は農業委員10名、農地利用最適化推進委員17名で定足数に達しています。
	議事に入る前に、ここで人事異動がありましたので、職員紹介を事務局長からお願いします。
事務局長、各職員	(職員紹介)
議長(会長)	これより会議を開きます。
	議事に入る前に、議事録署名委員に岩屋委員、増田委員を指名します。
	ただいまから今月の議事に入ります。
	報告第1号、報告第2号並びに議案第1号から議案第3号までを議題とします。
	事務局長に議案の朗読をお願いします。
事務局長	(議案朗読)
議長(会長)	議案の朗読が終わりました。
	これより報告および議案の審議に入ります。
	まず、報告第1号「農業委員会職員の任免について」事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号について説明します。
	農業委員会職員の任命についてですが、これまでこの議案書において提出する機会はなかったわけですが、今年度からこのような形で報告させていただくことになりました。
	根拠法としては、農業委員会等に関する法律第26条第3項とい

議長（会長）	う項目があります。 この第26条第3項は、「農業委員会職員は、農業委員会が任免する」ということで、農業委員会の職員については農業委員会がいわゆる任免、いわゆる辞令等を発令し職員として任命、あるいは任務の免除等を行うということになっていますので、今回報告として挙げさせていただきました。 令和5年7月27日の農業委員会の初総会において、農業委員会職員の任命については会長に一任するという旨の申し合わせがなされていますので、4月1日、あるいは3月31日に会長より職員に対して辞令が交付されたものです。 農業委員会が職員の任命を行うということになっており、会長が一任を受けて辞令を発令しましたので、その結果をこの総会の中で報告させていただくということにしたものです。 今後もこういう形で毎年報告をさせていただきたいと思っています。 内容については、資料2ページですが、左側に番号がふつてありますが、1番と2番の職員については、3月31日付で職員を退職という形で市長の事務局部局へ出向という辞令を交付させていただいています。 3番から7番の職員については、4月1日付で辞令が発令をされまして、3番、4番の職員については他の部署へ異動ということで、市長の事務局へ出向という形で辞令が発令をされています。 5、6、7番の職員は先ほど紹介しました職員で、農業委員会に新たに配置された職員です。 以上7名について辞令を発令されましたので、今回報告したものです。 説明が終わりました。 質疑はありませんか。
--------	---

議長（会長）	（質疑なし） 質疑がないようですので、次に報告第2号「農地等の合意解約について」事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第2号「農地等の合意解約について」説明します。 議案書3ページです。 今月の合意解約件数は10件です。 4ページです。 令和7年4月分の合意解約一覧については、ご覧のとおりです。 今月の総会案件と関連がないものについてのみ説明します。 引き続き4ページになります。 整理番号1番ですが、農地条件が悪いため解約を申し出たものです。 整理番号2番および3番ですが、売却に伴う解約となります。 整理番号7番ですが、貸し人が今後売買のため解約するものです。 整理番号9番ですが、管理人が経営規模を縮小するため解約するものです。 整理番号10番ですが、機構への貸付けに移行するため解約するものです。
議長（会長）	説明が終わりました。 ここで、整理番号5番と6番の申出人の1人が〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号5番と6番は、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは整理番号5番と6番について、各委員の質疑を求めます。

議長（会長）	質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号５番と６番を除く報告第１号について、各委員からの質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	以上で報告第１号を終わります。 次に、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」説明します。 ５ページです。 今月の許可申請件数は、所有権移転５件、権利の設定１件、計６件となります。 申請人の住所、氏名は省略して、申請内容については概略を説明します。 ６ページです。 整理番号１番。 田１筆、９６３平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 整理番号２番。 ６ページから７ページまでになります。 田３筆、２，８７６平米の贈与です。 田３筆のうち１筆は、筆界未定の農地です。 その１筆は、〇〇字〇〇〇〇〇〇番です。

議長（会長）	譲受人より、申請地の境界は畦畔により明確であること、境界については隣接者とは双方ともに承諾されており争いはないこと、今後筆界未定について関係者が協議を進めていくことを検討している旨の申出書が許可申請書と併せて提出されています。 続いて整理番号3番。 7ページです。 畑1筆、605平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、農地所有適格法人からの申請です。 整理番号4番。 田2筆、951平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 備考欄のとおり、竹下委員の掘り起こしです。 整理番号5番。 次の8ページです。 畑3筆、2,008平米の売買です。 価格は総額〇〇〇円です。 9ページです。 次、権利の設定になります。 整理番号1番。 畑2筆、5,053平米の使用貸借です。 備考欄のとおり、農業者年金の再設定に伴うものです。 以上所有権移転5件、権利の設定1件、計6件です。 事務局の説明が終わりました。 ここで、議案第1号については、各担当委員に現地確認等をしていただいています。 農地の現地確認と申請人「受け人」の確認の状況について、各委員から報告をいただきます。
--------	---

米倉委員	まず、所有権移転、整理番号1番の農地および申請人「受け人」の報告を米倉委員にお願いします。 整理番号1番について報告します。 申請地は、〇〇〇〇の公民館のすぐ西側の道路に面しています。 形が良く、日照、接道、用排水の良い場所です。 受け人の営農状況は、稲作主体の専業農家です。 後継者もいます。 渡し人との関係は、ほ場が隣です。 取得後は稲作をされるそうです。 地域との調和については、所有農地の管理も行き届いており、適切と判断します。
議長（会長）	次に、所有権移転、整理番号2番の農地および申請人「受け人」の報告を、下原委員にお願いします。
下原委員	整理番号2番、農地3筆と受け人について報告します。 申請農地は〇〇〇自治会内にあり、〇〇字〇〇〇の方は基盤整備された水田地帯です。 離合するところがあまりなく、忙しい時期は大変だと思いました。 形状は良く、日照、用排水も良いです。 また、字〇〇〇〇〇〇番と〇〇〇〇番〇は忠霊塔南側の農地で、基盤整備されてなく、道が狭く、軽トラ1台がやっとのところでは。 一帯は水田地帯です。 日照、用排水は良いですが、形状がL型で悪く、畦の管理、除草もきちんとされていました。 また、畦塗り、耕起済みでした。 受け人の方は稲作主体の兼業農家です。 後継者もいます。

議長（会長） 杉元委員	営農も一生懸命取り組まれ、管理も行き届いており問題ないと判断します。 まだ農地を増やしたいので、空いてる農地があったらお知らせくださいと積極的な方でした。 次に、所有権移転、整理番号３番の農地および申請人「受け人」の報告を、杉元委員にお願いします。
議長（会長） 竹下会長代理	それでは、整理番号３番の農地、受け人について報告します。 申請地は〇〇〇自治会内にあり、〇〇線の〇〇〇簡易郵便局のすぐ西側にあります。 周囲は住宅、畑で、取得後は水稻苗の置き場にするということでした。 受け人の営農状況は、稲作、飼料栽培の複合経営で、所有地の管理も良く、地域の担い手として一生懸命営農に取り組んでいます。 特に問題はありません。
議長（会長） 竹下会長代理	次に、所有権移転、整理番号４番の農地および申請人「受け人」の報告を、竹下会長代理にお願いします。 所有権移転、整理番号４番について説明します。 農地は、〇〇〇自治会内にあります。 〇〇〇公民館から３００メートルぐらいのところにあります。 農地は基盤整備が済んでおり、農地の形状は正方形で非常に良いです。 周辺一帯は畑、宅地等が連なっています。 日照、用排水に関しては問題ありません。 接道も狭いですが、市道に面しています。 申請農地の作付状況としては、基本的には水稻ですが、去年は飼料関係の作物を作ったということです。 受け人は〇〇自治会に所属してます。

議長（会長）	実家は〇〇〇です。 営農状況は、会社に勤めており兼業です。 渡し人との関係は知人です。 渡し人が高齢のために耕作依頼を受けて作っていたようです。 それで今回売買に至ったということです。 後継者はいます。 取得後の利用状況としては、基本的には水稻ですが、今年は飼料作物を作ろうというような考えでした。 所有農地の畦畔の管理は非常に良好で、地域との調和に関しても問題はないと判断しました。 次に、所有権移転、整理番号５番の農地の報告を杉元委員に、申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。
杉元委員	まずは、農地の報告を杉元委員にお願いします。 整理番号５番の申請農地について報告をします。 申請地は〇〇〇自治会内にあり、現在は草が繁茂していますが、周辺の畑も本人が取得をしており、日照、接道、用排水ともに良く、一体として管理するので特に問題はないと思いました。
議長（会長）	次に、整理番号５番の申請人「受け人」の報告を園田委員にお願いします。
園田委員	整理番号５番の受け人について報告します。 去年の１２月頃から３月頃までに何回か出てきた案件と似たような案件ですが、場所は同じです。 ただいま杉元委員から話がありましたように、手前の方に堆肥舎が造っており、奥には行けないというような場所になっていて、売らざるを得なかったのか、その辺はわかりませんが、受け人として耕作をしてほしいということで話が進んだようです。 今回は個人名で取得をされていますが、法人のオーナーです。 地域との調和も概ね良好です。

議長（会長）	50ヘクタールを目標に親子で一生懸命頑張っています。 今回の案件については、何ら問題はないと思います。 次に、権利の設定、整理番号1番の農地の報告を新原委員に、申請人「受け人」の報告を鶴田委員にお願いします。 まずは、農地の報告を新原委員にお願いします。
新原委員	整理番号1番の農地について報告します。 申請農地は、〇〇自治会にあります。 県道〇〇号線の〇〇〇〇から〇〇地区へ約1キロメートル入ったところの左側の奥に位置します。 基盤整備済みで、農地の形状は四角形で良く、日照、接道、用排水は良好です。 現在は麦が作付してありました。
議長（会長）	次に、同じく整理番号1番の申請人「受け人」の報告を鶴田委員にお願いします。
鶴田委員	受け人について報告します。 受け人は、〇〇自治会内に居住されています。 営農状況は専業稲作農家です。 ハウス栽培と金柑、あと柿を栽培されています。 渡し人との関係は親子です。 後継者については、〇〇〇は〇人いて、誰にするかまだ見当がついていないということでした。 取得後の利用状況はイタリアンを作付けし、飼料作を主にするということです。
議長（会長）	各委員からの調査報告は終わりました。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。
事務局	今回の申請内容については農地法第3条第2項第1号から第5号まで事前に事務局で申請書に基づき調査しましたが、問題ありませんでした。

議長（会長）	農地法第3条第2項第6号については、委員の皆様から事前調査の報告があったとおり、地域との調和要件など問題はないということです。 したがって、計6件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て充たしていると考えます。 判断根拠の説明が終わりました。 これより議案第1号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 議案第1号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （質疑なし）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 ここで10分間の休憩をとります。 10時7分まで休憩します。 午前9時57分～午前10時07分
議長（会長）	休憩前に引き続き審議に入ります。 議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」説明します。 10ページです。 今月の計画件数は57件です。

	申出人の住所・氏名・借賃、備考欄については、特記事項のみを説明し、他は省略します。 資料の11ページです。 整理番号1番。 田1筆、1,626平米の賃貸借です。 整理番号2番。 田2筆、1,999平米の賃貸借です。 整理番号3番。 畑1筆、999平米の賃貸借です。 整理番号4番。 畑2筆、1,946平米の賃貸借です。 整理番号5番。 畑1筆、971平米の賃貸借です。 整理番号6番。 田1筆、4,681平米の賃貸借です。 整理番号7番。 田1筆、4,145平米の賃貸借です。 整理番号8番。 田1筆、3,674平米の使用貸借です。 整理番号9番。 田1筆、1,022平米の賃貸借です。 整理番号10番。 田2筆、3,420平米の賃貸借です。 12ページです。 整理番号11番。 田2筆、1,826平米の賃貸借です。 米倉委員の掘り起こしです。 整理番号12番。
--	--

	田 2 筆、6 5 4 平米の使用貸借です。 米倉委員の掘り起こしです。 整理番号 1 3 番。 田 5 筆、3, 9 8 2 平米の賃貸借です。 米倉委員の掘り起こしです。 整理番号 1 4 番。 田 4 筆、4, 6 7 6. 3 5 平米の賃貸借です。 整理番号 1 5 番。 田 1 筆、1, 6 7 3 平米の賃貸借です。 整理番号 1 6 番。 田 1 筆、1, 4 7 3 平米の賃貸借です。 整理番号 1 7 番。 畑 2 筆、3, 9 3 3 平米の賃貸借です。 整理番号 1 8 番。 畑 1 筆、4, 1 4 4 平米の賃貸借です。 1 3 ページです。 整理番号 1 9 番。 畑 2 筆、5, 8 2 3 平米賃貸借です。 整理番号 2 0 番。 畑 1 筆、9 7 7 平米の使用貸借です。 中津富夫委員の掘り起こしです。 整理番号 2 1 番。 畑 2 筆、1, 3 3 8 平米の使用貸借です。 中津富夫委員の掘り起こしです。 整理番号 2 2 番。 田 5 筆、1 1, 7 6 9 平米の使用貸借です。 整理番号 2 3 番。 田 2 筆、4, 5 2 8 平米の賃貸借です。
--	--

	整理番号 24 番。 田 1 筆、1, 167 平米の賃貸借です。 整理番号 25 番。 田 1 筆、882 平米の賃貸借です。 整理番号 26 番。 田 2 筆、4, 158 平米の賃貸借です。 整理番号 27 番。 田 1 筆、990 平米の賃貸借です。 14 ページです。 整理番号 28 番。 田 3 筆、1, 361 平米の賃貸借です。 整理番号 29 番。 田 1 筆、2, 035 平米の賃貸借です。 整理番号 30 番。 田 1 筆、1, 991 平米の賃貸借です。 整理番号 31 番。 田 1 筆、2, 238 平米の賃貸借です。 整理番号 32 番。 田 1 筆、577 平米の賃貸借です。 整理番号 33 番。 田 4 筆、3, 589 平米の賃貸借です。 整理番号 34 番。 田 1 筆、1, 884 平米の賃貸借です。 整理番号 35 番。 田 2 筆、2, 937 平米の賃貸借です。 整理番号 36 番。 田 1 筆、1, 118 平米の賃貸借です。 整理番号 37 番。
--	---

	田2筆、2， 1 1 9平米の賃貸借です。 1 5 ページです。 整理番号3 8 番。 田1筆、1， 6 4 6平米の賃貸借です。 整理番号3 9 番。 田4筆、2， 7 7 3平米の賃貸借です。 整理番号4 0 番。 田1 0筆、1 1， 6 2 5平米の賃貸借です。 整理番号4 1 番。 田1筆、7 0 2平米の賃貸借です。 整理番号4 2 番。 田2筆、5， 5 9 0平米の賃貸借です。 整理番号4 3 番。 田2筆、2， 2 6 8平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 1 6 ページです。 整理番号4 4 番。 田1筆、2， 2 8 3平米の賃貸借です。 整理番号4 5 番。 田2筆、1， 5 3 3平米の賃貸借です。 吐師委員の掘り起こしです。 整理番号4 6 番。 田2筆、7 5 8平米の使用貸借です。 整理番号4 7 番。 田2筆、2， 1 7 0平米の賃貸借です。 整理番号4 8 番。 田3筆、5， 9 9 8平米の賃貸借です。 整理番号4 9 番。
--	---

議長（会長）	田2筆、5，850平米の賃貸借です。 整理番号50番。 田2筆、5，395平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 整理番号51番。 田1筆、2，495平米の賃貸借です。 整理番号52番。 田3筆、8，391平米の使用貸借です。 増田委員の掘り起こしです。 17ページです。 整理番号53番。 田1筆、628平米の使用貸借です。 米倉委員の掘り起こしです。 整理番号54番。 田3筆、4，193平米の賃貸借です。 整理番号55番。 田1筆、964平米の賃貸借です。 整理番号56番。 田8筆、2，962平米の賃貸借です。 整理番号57番。 田2筆、5，585平米の賃貸借です。 以上本計画において、賃借権の設定等を受ける者は賃借権の設定等を受けた後に農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、及び農作業に常時従事することなど何ら問題ないと考えます。 事務局の説明が終わりました。 これより議案第2号の審議に入ります。 ここで、整理番号6番の受け手は〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号6番は農業委員会等に関する法律第31条の規
--------	--

議長（会長）	定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 退席をお願いします。 （〇〇委員 退席） それでは、整理番号６番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号６番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号２４番、２５番、３２番、３３番及び３９番の受け手は〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号２４番、２５番、３２番、３３番および３９番は農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	整理番号２４番、２５番、３２番、３３番及び３９番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。

	整理番号２４番、２５番、３２番、３３番及び３９番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	次に、整理番号２６番、３８番の受け手は〇〇委員と同居する親族です。 よって、整理番号２６番、３８番は農業委員会等に関する法律第３１条の規定に基づき、〇〇委員の退席を求めて審議します。 〇〇委員の退席をお願いします。 （〇〇委員 退席）
議長（会長）	それでは、整理番号２６番、３８番について各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号２６番、３８番は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、お諮りのとおり決定します。 〇〇委員の退席を解きます。 （〇〇委員 着席）
議長（会長）	整理番号２４番、２５番、２６番、３２番、３３番、３８番および３９番を除く議案第２号の審議に入ります。

議長（会長）	各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし） 質疑がないようですので、質疑を終結します。 お諮りします。 整理番号２４番、２５番、２６番、３２番、３３番、３８番および３９番を除く議案２号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。 よって、議案第２号はお諮りのとおり決定します。 また、原案のとおり宮崎県農業振興公社に農用地利用集積等促進計画の策定を要請します。 次に、議案第３号「非農地証明願いについて」を議題とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３号「非農地証明願いについて」説明します。 １８ページです。 今月の証明願い件数は２件です。 １９ページです。 申請人の住所、氏名については省略します。 整理番号１番。 申請地は、大字〇字〇〇〇、畑１筆、１，２７９平米です。 立地基準については、農地区分は第２種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。 非農地の根拠については、耕作放棄地のうち農地として利用するには一定水準以上の物理条件整備が必要な土地です。 現況は原野です。 整理番号２番。

議長（会長）	申請地は、大字〇〇〇字〇〇、畑3筆、1, 628平米です。 立地基準については、農地区分は第2種農地、都市計画区域は区域外、農振区分は区域内白地となります。 非農地の根拠については、10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地です。 現況は山林です。
山下第1小委員会委員長	事務局の説明が終わりました。 議案第3号については、4月28日に第1小委員会で審議がされています。 第1小委員会から報告をお願いします。 第1小委員会の報告を行います。 会長から招集を受けまして、4月28日、委員9名、事務局3名の計12名の出席のもと、第1小委員会を開催しました。 今回の議案は、非農地証明願い2件です。 雨の中現地調査を行いました。 議案第3号「非農地証明願いについて」説明します。 整理番号1番。 願出地は、大字〇字〇〇〇で、〇〇小学校から南に1キロメートルほどのところに位置します。 願出地の状況は周りが山林であり、笹竹が繁茂し、長期にわたり耕作されていない状況と思われました。 また、北側の農地、それ以外は山林に囲まれ、願出地に向かう道路は雑木等がかぶるような状況であり耕作に適しない農地と判断しました。 整理番号2番。 願出地は、大字〇〇〇字〇〇にあり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北西に350メートルのところに位置します。 願出地の状況は、杉がおそらく30年以上経った杉林と思われま

議長（会長） 事務局	す。 隣接地の農地側はきれいに枝打ちがされていました。 また、北側と東側は農地で、南側、西側は山林です。 周辺農地への影響はないと判断しました。 以上小委員会は慎重審議しました結果、非農地証明願い2件について特に問題は見当たりませんでしたので、全会一致で非農地としてやむを得ないと判断しました。 以上で小委員会の報告を終わります。 続きまして、事務局より判断根拠の説明をお願いします。 判断根拠を説明します。 非農地証明願いについて、県が示す証明書交付手続要領及び市農業委員会非農地判定に係る取扱基準に合致していると判断します。
議長（会長）	よって、今月の議案第3号の計2件については、非農地判断基準を全て充たしていると判断します。 第1小委員会委員長報告及び事務局の説明が終わりました。 これより議案第3号の審議に入ります。 各委員の質疑を求めます。 質疑はありませんか。 （質疑なし）
議長（会長）	質疑がないようですので、質疑を終結します。 議案第3号は、第1小委員会での判断は非農地として承認相当です。 また、事務局の判断も同様です。 よって、議案第3号は原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長（会長）	全員賛成と認めます。

	よって、議案第３号は原案のとおり決定しました。 以上で本日の議案審議は終了しました。 午前１１時２３分
--	---